

記入日 令和 年 月 日

大阪府教育委員会教育長様

奨学のための給付金受給申請書

専攻科・家計急変用

●受給対象となる生徒に関する事項 (ボールペンで記載してください ※鉛筆・シャープペン・消せるボールペンでの記入は不可)

生徒が在学する 学校の名称等	高等学校		学校の種類・課程・学科 専攻科	
	年	組 番		
フリガナ			生徒の生年月日 (西暦) 年 月 日	
生徒名				
在学期間	年 月 日 ~ 現在			
過去の在籍状況 (過去、在籍校以外に 日本国の高等学校等 に在籍していれば 下段へ記入)	☐ 過去に上記の高等学校以外の高等学校等に在学したことはありません。			
	学校 名	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制	在学 期間	~ 年 月 日 異動理由
				☐ 転学 ☐ 退学

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、令和8年度の奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の受給を申請します。

☐ 給付金の受給申請にあたっては、次の①~⑩の事項をすべて確認しています。(左に✓)

- ① この申請書の記載内容や添付書類等に虚偽や不正はありません。
- ② 上記の生徒について他の都道府県に対して保護者等のいずれもが給付金の申請を行っていません。
- ③ 上記の生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象(里親を含む)ではありません。
- ④ 上記の生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当することに同意します。(上記の☑と下記の署名をもって委任します。)
- ⑤ 給付金の審査に関し他の都道府県と情報交換を行うこと、また給付金と併給調整が必要な地方公共団体の奨学金等がある場合は、当該団体に対して情報提供を行うことに同意します。
- ⑥ この申請書の記入内容に変更が生じた場合は速やかに届出します。
- ⑦ 給付金の審査に関し、在学する学校に対して在学状況等の確認を行うことに同意します。
- ⑧ 給付金に関する調査又は報告を求められた場合は、それに応じます。
- ⑨ 給付金の受給に関し虚偽や不正があった場合は、給付金の全額を直ちに返還します。
- ⑩ 修正申告や更正決定等により、提出した課税証明書等の内容に変更があった場合は、速やかに届出します。

●申請者(保護者等)に関する事項 (この欄と上の生徒名及び✓は必ず申請者が直筆で記入してください。)

フリガナ		生徒 との 続柄	☐ 父 ☐ 母
申請者名			☐ 生徒本人 ☐ 主たる生計維持者()
基準日現在の住所	(〒 —) 大阪府		
連絡先	①自宅・職場・携帯 (— —) ②自宅・職場・携帯 (— —)		

●申請者以外の保護者等に関する事項

フリガナ		生徒 との 続柄	☐ 父 ☐ 母
申請者名			☐ 主たる生計維持者()
基準日現在の住所	(〒 —) ☐ 申請者の住所と同じ		
連絡先	①自宅・職場・携帯 (— —) ②自宅・職場・携帯 (— —)		

学校 記入欄	学校 番号	生徒 番号	学校 受付日	年 月 日	☐ 学び直し支援金 年 月 ~
-----------	----------	----------	-----------	-------	---

専攻科・家計急変用

■生徒の国籍・在留資格について

【1】基準日時点の高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国	以下を添付します ① 住民票の写しの原本 基準日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの
②	☐	日本国以外	以下のいずれかを添付します ② 住民票の写しの原本 ※国籍・在留資格・在留期間が記載されたもの 基準日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの ③ 特別永住者証明書の写し ④ 在留カードの写し ⑤ 日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証書 ⑥ 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証書

【1】で②「日本国以外」に✓チェックされた方は、下記【2】の該当する項目に✓チェックしてください。

【2】高校生等本人の在留資格を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者	➡	②か③
④	☐	永住者	➡	②か④
⑤	☐	日本人の配偶者	➡	②か④
⑥	☐	永住者の配偶者	➡	②か④
⑦	☐	定住者で日本に永住する意思があります。	➡	②か④
⑧	☐	家族滞在で日本国の小学校と日本国の中学校を卒業しました。 また、日本国で就労する意思があります。	➡	②か④+ ⑤と⑥
⑨	☐	③～⑧には当てはまりませんが、留学等の在留資格があります。	➡	②か④

※ ⑨に該当する令和 8 年 4 月の新入学生は給付金対象外となります。

■（↓いずれかに☑してください。）家計急変事由の発生日（離職日・廃業日・休職の開始日等）

☐ 離職日 ☐ 廃業日 ☐ 休職の開始日 ☐ 休業の開始日
☐ 収入減少が始まった月の給与振込日（※ 1）

➡

年 月 日

※ 1 家計急変事由が、給料の減額や勤務日の減少などによる収入減少の場合、
収入減少が始まった月の給与振込日を家計急変事由の発生日とします。

⑧ 基準日：発生日の翌月の 1 日

（発生日が 1 日の時は当月の 1 日）

■申請する区分（該当する項目に✓チェックしてください。）

		申請区分
①	☐	家計急変により、保護者等全員の令和 8 年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税（0 円）の世帯です。
②	☐	家計急変により、保護者等全員の令和 8 年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 1 0 5, 5 0 0 円未満の世帯です。（上記①には該当しません。）
③	☐	家計急変により、保護者等全員の令和 8 年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 2 6 4, 5 0 0 円未満であり扶養する子が 3 人以上の世帯（※ 1）です。（上記①・②には該当しません。）

※ 1 「扶養する子が 3 人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が 3 人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。

専攻科・家計急変用

■添付する資料について（下記ご確認ください申請書と併せて提出してください。）

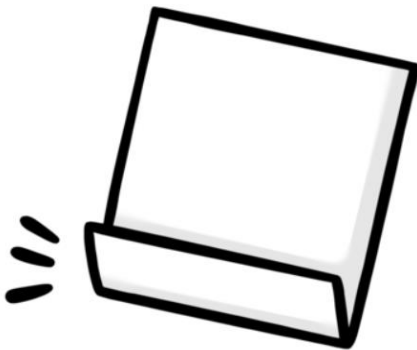
● 生徒の国籍や在留資格に係る書類	➡	【1】に記載の該当文書を添付してください。
● 課税状況がわかる書類	➡	課税（非課税）証明書の原本（※税の申告がなされたもの） 基準日以降に発行されて申請日より3ヶ月前以内の発行のもの 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）のコピー （※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください） 納税通知書のコピー（※全ページのコピーが必要です）
● 扶養する子が3人以上いる世帯	➡	申請書4ページとそこに記載されている証明書類
● 給付金の振込口座に関する情報	➡	通帳などの写し（3ページ目に貼り付けして提出してください。）
● 高等学校等の在学を証明する書類	➡	在学証明書（お通りの学校を介さずに申請する場合）

■ 給付金の振込口座に関する事項

金融機関 名称	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 （7桁）															
口座名義人 カタカナ	※必ず左端から記入し濁点・半濁点は1文字とし、名前の区切りでは1文字分あけてください。																		

通帳等の写し貼付欄

- ① 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できる面のコピーを貼り付けてください。
- ② 通帳が発行されない場合、上記内容を確認できるログイン後の画面やキャッシュカードのコピー等を貼り付けてください。
- ③ 申請者名義以外の口座での申請も可能です。
- ④ この振込口座は、普通預金又は当座預金に限ります。
- ⑤ 通帳等写しがはみ出す場合は通帳等の写しを下記図のように折り返して貼り付けてください。



■扶養親族申告欄【申請する区分が③の場合のみ記入】

保護者等①	名前
生年月日	年 月 日

保護者等②	名前
生年月日	年 月 日

●保護者等①の扶養親族（令和7年12月31日時点）

	名前	生年月日	①との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

●保護者等②の扶養親族（令和7年12月31日時点）

	名前	生年月日	②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

●令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）（※2）

	名前	生年月日	ケース
1			
2			
3			

（※2）「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、 <u>子の出生日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、 <u>委託開始日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、 <u>縁組した日</u> 及び <u>生計維持者の氏名</u> が記載されたもの

【申請上の注意事項】

- ・令和7年12月31日時点の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を記載してください。
- ・課税証明書等の提出が必要です。
- ・「課税証明書等」・・・納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書
- ・扶養人数は、保護者等全員の市町村民税における扶養親族数の合計（課税証明書等で確認）と本書扶養親族申告欄に記載されている扶養する子の合計を比較し、少ない方の人数で判断します。
- ・申請区分と支給決定の区分が異なることがあります。

(1) 扶養親族数

保護者等 ①	名前 ※申請者（又はもう一方の保護者等）に限ります。		保護者等 ②	名前 ※申請者（又はもう一方の保護者等）に限ります。	
扶養親族 の人数	人		扶養親族 の人数	人	
証明書類 どちらかに☑	☐	課税証明書等のとおりです。 ※(2)の記入は不要です。	証明書類 どちらかに☑	☐	課税証明書等のとおりです。 ※(2)の記入は不要です。
	☐	下記(2)のとおり誓約します。		☐	下記(2)のとおり誓約します。

(2) 扶養誓約欄（課税証明書等に記載の扶養親族人数と異なる場合に記入してください。）

下記の扶養者と被扶養者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

	保護者等（扶養者）名(※2)	被扶養者名	続柄 (※3)	被扶養者の生年月日・年齢
①				年 月 日 歳
②				年 月 日 歳
③				年 月 日 歳
④				年 月 日 歳
⑤				年 月 日 歳
⑥				年 月 日 歳
⑦				年 月 日 歳
⑧				年 月 日 歳

※2 申請者（又はもう一方の保護者等）に限ります。

※3 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。